

(仮称) 青森市障がい者計画の策定について

1 計画策定理由

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき、市町村が策定しなければならない障がい者のための施策に関する基本的な計画であり、現計画の計画期間が、平成25年度から27年度までとなっていることから、新たな「(仮称) 青森市障がい者計画」を策定するものです。

策定に当たっては、「障害者差別解消法」の制定及び「障害者の権利に関する条約」の締結などを踏まえ、本市における共生社会の実現に向けた取組を推進する内容とします。

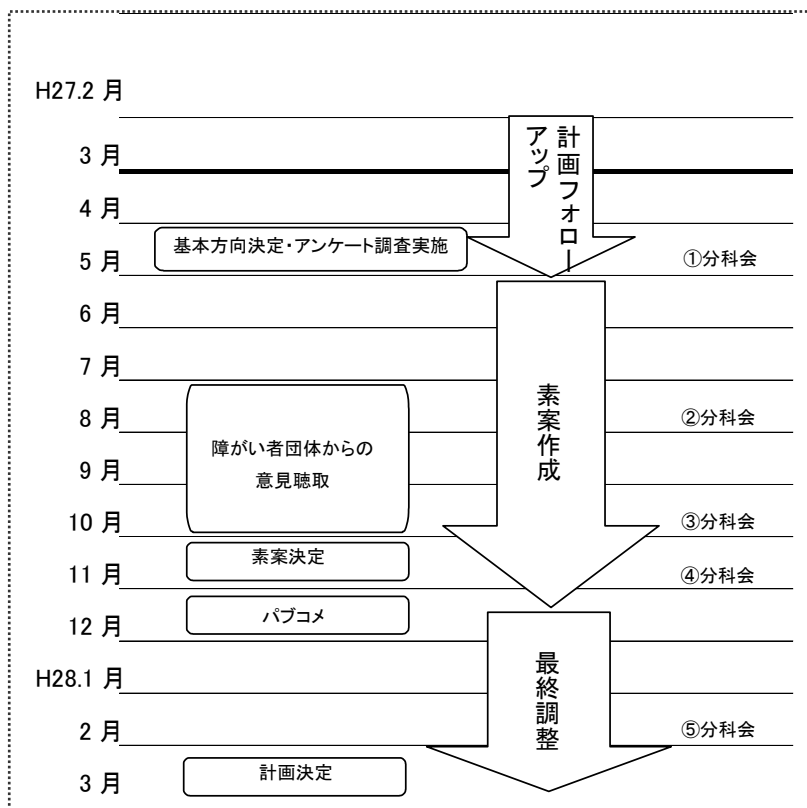
2 計画期間

平成28年度から32年度（5か年）

3 計画策定体制

- ・ 検討組織：青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会
(現在の委員7名に加え、当事者等の臨時委員を新たに選任予定)
- ・ 市民参加：障がい者へのアンケート調査、障がい者団体からの意見聴取及びパブリックコメントの実施

4 計画策定スケジュール (案)



5 臨時委員の選任（案）

（1）概要

多様な障がい者等の意見を反映させた実効性のある計画とするため、障がい者福祉専門分科会に障がいのある方等の臨時委員6名を新たに選任します。

（2）選任理由

- ①より多くの当事者の方から意見を聴く必要があることから、視覚障がい者、聴覚障がい者のほか、重症心身障がい児・者や発達障がい児・者を持つ親等を選任します。
- ②障がい者等への支援体制の整備を図るため、障がい者が主体的となって自らが希望する生活ができることを目指して話し合う「青森市障害者自立支援協議会」の意見を踏まえた検討が必要であることから、代表者を選任します。
- ③障がいのある方のニーズを把握しサービスにつなげる専門職としての知識・経験による検討が必要であることから、相談支援事業所の相談支援専門員を選任します。

（3）臨時委員（案） 6名（当事者又はその家族、相談支援専門員）

No.	所属団体	求められる専門分野・役割
1	青森市視覚障害者の会	視覚障がい者の代表
2	青森市ろうあ協会	聴覚障がい者の代表
3	青森県重症心身障害児(者)を守る会	重症心身障がい児・者の家族の代表
4	青森市自閉症児・者を持つ親の会	発達障がい児・者の家族の代表
5	青森市障害者自立支援協議会	青森市障害者自立支援協議会の代表
6	相談支援事業所（相談支援専門員）	障がい者のニーズを把握しサービスにつなげる専門職としての知識・経験を有する者

- ・任期 委嘱した日から計画の策定まで